

社会福祉法人ひかりエコ・エンジニアリング会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人ひかりエコ・エンジニアリング会（以下「法人」という。）定款第32条の規定により、法人の管理運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会の決定を得て行う法人の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免および重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定および運用財産等の切替え）および担保提供
- (3) 事業計画および予算
- (4) 事業報告および決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担および権利の放棄
- (6) 法人の解散および解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) 運用財産（土地、建物および補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (10) 新たな事業の経営または受託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則の制定および変更
- (15) 施設用財産（土地、建物および重要な設備）に関する契約、その他主要な契約
- (16) 寄付金の募集
- (17) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (18) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務代理者の指名（ただし、理事長個人と利益相反する行為となる事項および双

方代理となる事項については、理事会で選任すること。)

- (2) 監事の監査結果
- (3) 行政官庁が実施する検査または調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (4) 理事長が専決した事項
- (5) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第4条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期および審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 6月理事会

- ア 前年度の決算報告および事業実績報告
- イ その他第2条、第3条および第21条に規定する事項

(2) 3月理事会

- ア 当該年度予算の補正および事業計画の変更
- イ 翌年度の予算および事業計画
- ウ その他第2条、第3条および第21条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第9条第3項の規定に基づき理事会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第5条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書および報告案件書を添付するものとする。

(理事会の開会)

第6条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときは、定款第9条第4項に則り、理事会に諮って議長を選任する。議長は出席した理事の数を確認し、定款第9条第5項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第8条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後、速やかに、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名

押印しなければならない。

- 2 議長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に理事会の議事の経過および結果を記録させるものとする。
- 3 議事録は、提出議案書、資料および報告案件書を添付し、袋綴じして、保存する。

(欠席理事への報告)

第9条 理事長は、理事会に欠席した理事に、議事の概要および議決結果を記録した書面を、理事会終了後、14日以内に送付するものとする。

第3章 評議員会

(評議員会)

第10条 第5条から第9条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、第6条中「定款第9条第5項」とあるのは、「定款第13条第6項」と読み替えるものとする。

第4章 監事

(監査の実施)

- 第11条 定款第23条第1項に規定する監事の決算監査は、毎年5月中の決算理事会の前日までに実施するものとする。
- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営および実施状況等について、随時必要な時期に、監査を実施することができる。
 - 3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査項目を定めておくものとする。

(監査報告書)

第12条 監事は、前条第1項の監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印のうえ、理事長に提出し、評議員会及び理事会において報告すると共に、高松市長に報告するものとする。

第5章 役員 の 選 任

(選任手続き)

- 第13条 理事長は、役員任期が満了するまでに、その後任者を選考するものとする。
- 2 理事長は、役員選考に当たり、役員候補者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認することとし、そのために「登記されていないことの証明書」、「身分証明書(はじめて役員になる場合)」及び「履歴書」の提出を受けるものとする。
 - 3 理事長は、選考した役員候補者の選任について評議員会の承認を得なければならない。
 - 4 理事長は、評議員会の承認を得た後、選任された役員候補者に対し委嘱状を交付するものとする。

5 委嘱状を交付された役員候補者は、速やかに就任承諾書を理事長あてに提出するものとする。

(中途退任)

第14条 役員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第15条 役員の欠員補充については、第13条の規定を準用する。

(役員名簿)

第16条 理事長は、役員の選任後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した役員名簿を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 役員の役職名
- (2) 役員の氏名並びにその生年月日又は年齢
- (3) 役員の住所及び職業
- (4) 最初の就任年月日
- (5) 現在の任期の開始年月日及びその満了年月日
- (6) 法令等に定める要件等の充足状況

2 前項中本文及び第1号から第6号までの規定は、評議員の選任についても適用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 評議員の選任

(評議員の選任手続き)

第17条 理事長は、評議員の任期が満了するまでに、その後任者を選考するものとする。

2 理事長は、評議員の選考に当たり、評議員候補者の「履歴書」の提出を受けるものとする。

3 理事長は、選考した評議員候補者の選任について理事会の同意を得なければならない。

4 理事長は、理事会の同意を得た後、選任された評議員候補者に対し委嘱状を交付するものとする。

5 委嘱状を交付された評議員候補者は、速やかに就任承諾書を理事長あてに提出するものとする。

(中途退任)

第18条 評議員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第19条 評議員の欠員補充については、第18条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第20条 理事長は、評議員を選任後、速やかに評議員名簿を作成し、保存しておかなければならない。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第21条 定款第9条第1項ただし書きに基づき、理事長が専決できる日常の業務は、次のとおりとする。

- (1) 職員（施設長の任免その他重要な人事を除く）の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 工事又は製造の請負については250万円以下の契約を、食料品・物品等の買入については160万円以下の契約を、その他の契約については100万円以下の契約を締結すること
- (6) 災害時等、緊急に法人として意志を決定する必要があり、理事会の同意、評議会の承認を得ることが著しく困難な場合における物品の購入又は役務の利用であって、20万円以下のもの
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの
- (8) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品で、取得価格が1件500万円未満のもの処分に関するもの
- (9) 予算上の予備費の支出
- (10) 利用者の日常の処遇に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (12) 職員（施設長及び重要なものを除く。）の昇給及び昇格に関すること
- (13) 各種証明書の交付に関すること

2 定款第9条第1項ただし書きに基づき、理事長が報告すべき事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書または口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 管理者

(管理者の権限)

第22条 管理者が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の職務分担の決定
- (2) 職員の勤務の割振り及び変更の命令
- (3) 職員の時間外命令及び休日勤務命令
- (4) 職員の職務に専念する義務の免除、休暇の承認又は時季変更の決定
- (5) 職員の旅行命令及び復命の受理
- (6) 職員の服務に関する諸届の受理
- (7) 施設利用者に係る個人情報の外部持ち出しの承認
- (8) 施設に係る日用品購入の予算の執行
- (9) 施設に係る事業費の予算の執行
- (10) 施設に係る小口現金の支出命令
- (11) 施設に係る10万円未満の寄附金品の受け入れの承認
- (12) 施設に係る契約職員の任免
- (13) 施設に係る入所児童処遇方針又は保育計画等の決定
- (14) 施設に係る運営計画の決定及び事業の実施
- (15) 施設に係る実習生及びボランティアの受入の許可
- (16) 施設に係る一時預かり等の受入の決定
- (17) 施設に係る子育て支援事業の決定
- (18) 施設に係る関係機関との連絡調整
- (19) その他定例または軽微な事項

第9章 文書管理

(改正)

第23条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人ひかりエコ・エンジニアリング会の理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

附則

この細則は、平成25年8月2日から施行する。